

平成22年度決算に係る

定期監査調書

平成23年7月

中部総合事務所県税局

目 次

1	前年度指摘事項等に対する措置等	1 頁
	(1) 指摘事項	
	(2) 監査意見	
2	前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項に対する処理状況	1
3	組織及び業務調べ	1
4	職員の定員、現員調べ	1
5	役付職員の調べ	2
6	主な事業に関する調べ	2～3
7	収入証紙取扱額調べ	4
8	収入事務処理状況調べ	4～6
	(1) 分担金及び負担金	
	(2) 使用料	
	(3) 手数料	
	(4) 財産収入	
	(5) 諸収入	
	(6) 現金の取扱状況	
9	収入未済額調べ	6
10	未収金回収促進のための取り組み状況調べ	6
11	不納欠損額調べ	6
12	負担金、補助金、交付金及び委託料支出状況調べ	7
	(1) 負担金	
	(2) 補助金	
	(3) 交付金	
	(4) 委託料	
13	工事請負費調べ	7
14	財産に関する調べ	8
	(1) 公有財産	
	(2) 金券類の受払状況	
	(3) 債権	
15	財産の貸付及び使用許可調べ	8～9
	(1) 土地及び建物	
	(2) 物品	
16	借受不動産明細調べ	9
17	職員住宅及び職員駐車場の管理状況調べ	9
	(1) 職員住宅	
	(2) 職員駐車場	
18	自動車（二輪を除く）の管理状況調べ	9
19	寄附物件の受納状況調べ	9
20	備品の処分状況調べ	9
21	現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ	9
22	意見、要望	9
(県税局 個別様式)		
9	収入未済額調べ～1 1 不納欠損処分調べ	10～14

1 前年度指摘事項等に対する措置等

(1) 指摘事項

該当なし

(2) 監査意見

該当なし

2 前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項（口頭指摘を含む。）に対する処理状況

該当なし

3 組織及び業務調べ

局（所）名	課名	係（班）名	課の主な所掌事務
中部総合事務所 県税局	収税課	管理係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県税の収納及び督促に関すること。 ・ 県税の還付又は充当に関すること。 ・ 県税の徴収及び滞納処分に関すること。 ・ 自動車税の賦課、課税免除及び減免に関すること。
		徴収係	
	課税課	課税第一係	
		課税第二係	

4 職員の定員、現員調べ

(平成23年4月1日現在)

種別 区分	事務職員		技術職員		現業職員		計			備考
	当 年	該 22.4.1 年度 現在	当 年	該 22.4.1 年度 現在	当 年	該 22.4.1 年度 現在	当 年	該 22.4.1 年度 現在	22.4.1 現在	
定員	19	19	0	0	0	0	19	19		
現員	19	19	0	0	0	1	19	20		
過不足(△)	0	0	0	0	0	1	0	1		
臨時職員	0	0	0	0	0	0	0	0		
非常勤職員	5	4	0	0	0	0	5	4		一般事務5 (うち1名は緊急雇用)

5 役付職員の調べ

(平成23年7月1日現在)

職名	氏名	在職期間	備考
局長	吉留 功	年 月 1 3	
副局長 兼収税課長	信田 義実		3 出納員
収税課課長補佐 兼管理係長	高橋 久志	2 3	
収税課課長補佐 兼徴収係長	中嶋 孝行		3
課税課長	小林 加代子	2 3	(5. 3)
課税課課長補佐 兼課税第一係長	生林 康範	2 3	

6 主な事業に関する調べ

事業名	概要
<p>県税収入の確保 収入額 5,768,639千円 (H22年度決算額)</p>	<p>ア 目的及び事業の実施状況 本県財政の歳入予算の確保において極めて厳しい状況が続く中、県税は「持続可能な財政構造への転換」の実現と「鳥取新時代」への道を切り拓くための基盤をなす貴重な自主財源であることから、県税局としても、適正かつ公平な税負担の実現及び納税者に対する説明責任を果たすことに努め、県民の理解と協力のもと、県税収入を最大限確保することに努めた。</p> <p>イ 平成22年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点 (個人県民税対策)</p> <p>① 地方税法では、個人県民税の賦課徴収は市町村が個人市町村民税の賦課徴収と併せて行うこととされており、原則として県に賦課徴収権が与えられていないが、滞納繰越分については市町村長の同意を得たうえで県が徴収事務を引き継ぐことが例外的に認められている。県税局ではこの制度を活用して平成19年度から管内全市町から引継ぎを受け、併せて徴収強化対策として専任職員を一名配置して機動的・効率的な滞納整理を進め、滞納額の圧縮に努めるとともに、市町への密接・具体的な支援を実施している。</p> <p>② また、平成20年1月より県と市町村が相互に税務職員を派遣する相互併任制度を導入して県税及び市町村税の収入確保を図り、併せて徴収技術の共有により市町村税務職員の滞納整理能力の向上を図ってきたが、平成22年度から県と全市町村で組織する「鳥取県地方税滞納整理機構（任意組織）」を立ち上げ、さらなる事務の効率化、徴収能力の向上を図りながら、全県での徴収一元化の創設について検討を進めた。</p> <p>③ なお、県との徴収一元化については、中部地区には市町の徴収困難事案を担当する「鳥取中部ふるさと広域連合」（平成10年4月設立）が設置されていることから、他地区に先駆けて県との徴収一元化を検討することに市町村長の同意が得られ、平成21年3月より県及び市町の税務職員で組織する「中部地区地方税務職員協議会」の賦課徴収部会において一元化の効果等の検証を行ってきたが、「鳥取中部ふるさと広域連合」の充実、強化が急務であるとの方針が出され、まずは平成24年を目標に市町から広域連合への徴収の一元化を進めてきた。しかし、倉吉市及び琴浦町が税外を含めた独自の徴収強化に取り組む方針を打ち出したことも一因となって、市町による徴収一元化は白紙となった。なお、県との徴収一元化については、今後も検討していくこととなっている。</p>

事業名	概要					
	ウ 成果 (単位：百万円、%)					
	税目	調定額	前年比	収入済額	徴収率	
					今年度	前年度
	個人県民税	2,361	92.9	2,255	95.5	95.5
	自動車税	1,246	97.5	1,235	99.1	99.3
	軽油引取税	1,290	108.2	1,289	99.9	100.0
	法人二税	750	98.5	725	96.8	98.5
	不動産取得税	174	110.7	167	95.8	95.1
その他	106	94.5	98	92.1	94.6	
合計	5,927	98.1	5,769	97.3	97.5	
	<p>・ 調定額では、軽油引取税が、景気が上向いたことにより運輸等を中心に需要が増加したため98百万円増（8.2%増）となったが、法人二税は、製造業を中心に業績の回復が見られるものの、地方法人特別税(国税)の影響により11百万円減（1.5%減）となった。</p> <p>個人県民税も不況の影響による個人所得の減少により182百万円減（7.1%減）となった。</p> <p>また、不動産取得税は、建築件数は減少したものの大型店舗等の建築及び所有権移転があったため17百万円増（10.7%増）となった。</p> <p>全体としては、116百万円の減（1.9%減）となった。</p> <p>・ 徴収率については、鳥取県は全国的にも高い徴収率を維持している。</p> <p>当局における今年度の徴収率は、97.3%で前年度を0.2%下回っている。これは、特定事業者による滞納（国税調査による減額修正予定）という特殊な要因が大きく影響しているためである</p> <p>出納閉鎖後も税収確保、滞納額の圧縮を図るため、徴収担当職員が一丸となって、徴収に全力を傾注してきたところである。</p>					
	<p>エ 課題</p> <p>(個人県民税の徴収対策)</p> <p>個人県民税の賦課徴収は、前述のとおり原則として県に賦課徴収権がない。</p> <p>そのような中で、本県の県税収入未済額全体に占める個人県民税の割合は、84.0%(H22年度決算額)と全国的に見てもかなり高く、当県税局でも67.4%となっている。</p> <p>加えて、平成19年度から実施された所得税から個人住民税への税源移譲により、調定額が約1.8倍に増加し、滞納額も増加していることから、益々個人県民税の徴収対策は当局の最大かつ喫緊の課題となっている。</p>					

7 収入証紙取扱額調べ

(平成23年3月31日現在)

目		収入科目		件数	単価	証紙はりつけ額	備考
		節	細節				
狩猟税	狩猟税	現年課税分		51	円 8,200	418,200	わな3号 51件
				55	5,500	302,500	わな4号 47件 第二種5号 8件
				81	16,500	1,336,500	第1種1号 81件
				32	11,000	352,000	第1種2号 32件
			計(節)	219		2,409,200	
		目計		219		2,409,200	
総務手数料	徴税手数料	納税証明書交付手数料		1,179	400	471,600	酒類販売業免許申請用 以外
			免税軽油使用者証 交付手数料	8	800	6,400	酒類販売業免許申請用
				104	400	41,600	
			計(節)	1,291		519,600	
		目計		1,291		519,600	
			合計	1,510		2,928,800	

8 収入事務処理状況調べ

(1) 分担金及び負担金
該当なし

(2) 使用料
該当なし

(3) 手数料
該当なし

(4) 財産収入
該当なし

(5) 諸収入

(平成23年3月31日現在)
(単位:円)

収入科目		件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令名等	備考
延滞金		1,492	8,292,265	8,286,865	0	5,400	地方税法第72条 の45 他	
		1,492	8,292,265	8,286,865	0	5,400		
	目計	1,492	8,292,265	8,286,865	0	5,400		
加算金		69	4,096,606	3,178,803	8,400	909,403	地方税法第72条 の46 他	
		69	4,096,606	3,178,803	8,400	909,403		
	目計	69	4,096,606	3,178,803	8,400	909,403		
地方法人特別税		140	100,614,584	71,556,655	0	29,057,929	地方法人特別税 等に関する暫定 措置法	
		140	100,614,584	71,556,655	0	29,057,929		
	目計	140	100,614,584	71,556,655	0	29,057,929		
合計		1,701	113,003,455	83,022,323	8,400	29,972,732		

(6) 現金の取扱状況
ア 現金取扱状況

(平成23年3月31日現在)
(単位：円)

収入科目(節)	収入済額	備考
県税	77,642,961	窓口等による県税収入
合計	77,642,961	

イ つり銭の状況 (平成23年3月31日現在)

つり銭の有無	有	つり銭の額(円)
		40,000

- 9 収入未済額調べ
別添個別様式による。
- 10 未収金回収促進のための取り組み状況調べ
別添個別様式による。
- 11 不納欠損額調べ
別添個別様式による。

1 2 負担金、補助金、交付金及び委託料支出状況調べ

(1) 負担金
該当なし

(2) 補助金
予算科目 (賦課徴収費)

① 国補分
該当なし

② 単県分 (平成23年3月31日現在)
(単位:円)

補助金等の名称 (補助金の創設年度)	交付先	補助対象経費	実施計画承認 又は内示年月日	着手年月日	額の確定 年月日	支出の状況			備考
						概算 精算 の別	支出 年月日	金額	
事業の内容	倉吉市 海田第一 納税貯蓄 組合	補助率及び 補助金額	交付申請 年月日	完了年月日	検査年月日				
			交付決定 年月日	実績報告 年月日	審査・現地 調査年月日				
納税貯蓄組合 補助金 (S30年度)		2,864,100	-	-	-				納期内納付 率の向上 H14年度基 準改正
組合の支出した 事務費に対する 費用弁償的補助		(補助率:10/10)	H22.4.26他	-	-	精算	H22.6.30	2,864,100	
単県分計	他131組合	2,864,100	H22.6.24	-	-			2,864,100	
表の補足説明	1 「交付申請年月日」及び「交付決定年月日」欄の()書きは、変更に係るものの当初の年月日である。 2 翌年度繰越分の期間・繰越事業費を「備考」欄に記入する場合は()書きは補助金相当額である。								

(3) 交付金
該当なし

(4) 委託料
該当なし

1 3 工事請負費調べ
該当なし

14 財産に関する調べ

(1) 公有財産

- ア 土地
該当なし
- イ 建物
該当なし
- ウ 山林
該当なし
- エ 動産（船舶、浮標、浮棧橋、浮ドック、航空機）
該当なし
- オ 物権
該当なし
- カ 無体財産権（特許権、著作権、商標権、実用新案権等）
該当なし
- キ 有価証券
該当なし

(2) 金券類の受払状況

ア 金券の受払状況

(平成23年3月31日現在)

種 別	前年度末	本 年 度 中		本年度末	備 考
		購 入 額	使 用 額		
郵便切手類	円 28,030	円 134,435	円 126,830	円 35,635	
合 計	28,030	134,435	126,830	35,635	

- イ タクシーチケットの受払状況
該当なし

(3) 債権

該当なし

15 財産の貸付け及び使用許可調べ

(1) 土地及び建物

- ア 土地
該当なし
- イ 建物
該当なし

- (2) 物品
該当なし

- 16 借受不動産明細調べ
該当なし

- 17 職員住宅および職員駐車場の管理状況調べ

- (1) 職員住宅

- ア 管理状況
該当なし

- イ 異動状況
該当なし

- (2) 職員駐車場

- ア 管理状況
該当なし

- イ 異動状況
該当なし

- 18 自動車（二輪を除く）の管理状況調べ
該当なし

- 19 寄付物件の受納状況調べ
該当なし

- 20 備品の処分状況調べ
該当なし

- 21 現金、有価証券、備品の亡失、損傷調べ
該当なし

- 22 意見、要望等

- (1) 監査委員事務局に対する要望等
特になし

- (2) その他の意見・要望等
特になし

県税局 個別様式

9 収入未済額調べ

(1) 県税未収金 (平成23年3月31日現在)

① 過年度分

年度区分	税目	前年度からの繰越		当該年度								翌年度繰越		備考
		過年度未収額	件数	繰越後の減額	件数	減額後の調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	未収額	件数	
13以前	不動産取得税	3,996,120	153	735,110	24	3,261,010	129	1,100				3,259,910	129	※徴収猶予(生前贈与) 3,259,910円(127件)
	計	3,996,120	153	735,110	24	3,261,010	129	1,100	0	0	0	3,259,910	129	
15	不動産取得税	51,700	2			51,700	2					51,700	2	※徴収猶予(生前贈与) 51,700円(2件)
	計	51,700	2	0	0	51,700	2	0	0	0	0	51,700	2	
18	不動産取得税	207,000	2			207,000	2					207,000	2	
	自動車税	157,900	4			157,900	4	37,400	1			120,500	3	
	計	364,900	6	0	0	364,900	6	37,400	1	0	0	327,500	5	
19	法人県民税	151,369	6			151,369	6	18,441	2			132,928	4	
	個人事業税	59,000	2			59,000	2					59,000	2	
	不動産取得税	414,606	2			414,606	2					414,606	2	
	自動車税	577,934	21			577,934	21	84,200	1			493,734	20	
	計	1,202,909	31	0	0	1,202,909	31	102,641	3	0	0	1,100,268	28	
20	法人県民税	53,300	4			53,300	4	1,500	1			51,800	3	
	法人事業税	137,660	3			137,660	3	137,660	3			0	0	
	個人事業税	253,347	6			253,347	6	185,400	4			67,947	2	
	不動産取得税	1,488,000	3			1,488,000	3					1,488,000	3	
	自動車税	1,818,383	57			1,818,383	57	211,500	7	144,945	6	1,461,938	44	
	計	3,750,690	73	0	0	3,750,690	73	536,060	15	144,945	6	3,069,685	52	
21	法人県民税	1,824,200	15	21,700	1	1,802,500	14	131,300	9	21,000	1	1,650,200	4	
	法人事業税	9,454,500	9	66,200	1	9,388,300	8	601,211	5	97,189	1	8,689,900	2	
	個人事業税	268,150	5			268,150	5	268,150	5			0	0	
	不動産取得税	1,138,662	8			1,138,662	8	977,262	5			161,400	3	※徴収猶予(生前贈与) 6,500円(1件)
	ゴルフ場利用税	4,949,800	10			4,949,800	10	2,007,800	5			2,942,000	5	
	自動車税	6,007,085	168	193,000	1	5,814,085	167	2,530,487	73	207,800	8	3,075,798	86	
	計	23,642,397	215	280,900	3	23,361,497	212	6,516,210	102	325,989	10	16,519,298	100	
個人県民税	113,470,047		341,385		113,128,662		29,907,155		0		83,221,507			
合計	個人県民税	113,470,047		341,385		113,128,662		29,907,155		0		83,221,507		
	法人県民税	2,028,869	25	21,700	1	2,007,169	24	151,241	12	21,000	1	1,834,928	11	
	法人事業税	9,592,160	12	66,200	1	9,525,960	11	738,871	8	97,189	1	8,689,900	2	
	個人事業税	580,497	13	0	0	580,497	13	453,550	9	0	0	126,947	4	
	不動産取得税	7,296,088	170	735,110	24	6,560,978	146	978,362	5	0	0	5,582,616	141	※徴収猶予計 3,318,110円(130件)
	ゴルフ場利用税	4,949,800	10	0	0	4,949,800	10	2,007,800	5	0	0	2,942,000	5	
	自動車税	8,561,302	250	193,000	1	8,368,302	249	2,863,587	82	352,745	14	5,151,970	153	
	計	146,478,763	480	1,357,395	27	145,121,368	453	37,100,566	121	470,934	16	107,549,868	316	

注) 件数の合計は個人県民税分を除く。

② 現年度分

(平成23年3月31日現在)

税 目	調 定 額	件数	収 入 額	件数	不納欠損額	件数	差引未収金		備 考
							未 収 額	件数	
個人県民税	2,244,340,448		1,936,419,623				307,920,825		
法人県民税	231,611,600	3,199	227,690,183	3,091	151,056	5	3,770,361	108	還付未済額 9,000円
県民税利子割	31,363,818	416	31,363,836	416			-18	0	還付未済額 18円
法人事業税	506,450,000	1,075	484,770,087	1,041	618,802	3	21,061,111	34	還付未済額 24,000円
個人事業税	45,239,600	845	44,045,000	827			1,194,600	18	
不動産取得税	167,653,700	1,081	164,514,538	1,063			3,139,162	18	還付未済額 327,500円 徴収猶予額 1,004,600円
県たばこ税	3,875,593	91	3,701,657	79			173,936	12	
ゴルフ場利用税	14,136,700	32	9,502,100	21			4,634,600	11	
自動車税	1,238,067,800	36,502	1,229,057,916	36,162	103,900	5	8,905,984	340	
鉾 区 税	654,400	6	654,400	6			0	0	
軽油引取税	1,289,760,884	238	1,042,271,427	217			247,489,457	21	徴収猶予額 138,874,959円
産業廃棄物処分場税	5,523,923	23	5,523,923	23			0	0	
合 計	5,778,678,466	43,508	5,179,514,690	42,946	873,758	13	598,290,018	562	

(2) - 1 税外収入未済額（県税関係）（平成23年3月31日現在）

① 過年度分

区分 税目	年度	過少申告加算金		不申告加算金		重加算金		計		備考
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
法人事業税	18		円		円	1	722,446	1	722,446	
法人事業税	21					6	170,897	6	170,897	
合計		0	0	0	0	7	893,343	7	893,343	

② 現年度分

区分 税目	過少申告加算金		不申告加算金		重加算金		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
法人事業税		円	2	7,146	1	8,914	3	16,060	
合計			2	7,146	1	8,914	3	16,060	

(2) - 2 税外収入未済額（県税関係以外）（平成23年3月31日現在）

① 過年度分

該当なし

② 現年度分

該当なし

10 未収金回収促進のための取り組み状況

(1) 県税関係

取 り 組 み の 状 況	取 り 組 み 効 果
<p>1 総 括</p> <p>① 納税資力の早期把握と初期の納税交渉を効率的な方法で行うことによって事務の進捗を図り、大口・緊急等の徴収困難事案に対する滞納整理により多くの時間・人材を集中投入できるよう努めた。 (自動車税における取り組み) ア 第一次催告対象者全員について市町での職業調査を早期に実施し、勤務先・年収等から納税資力・財産を把握した。 イ 議会からの要請もあって、滞納者の実情を把握するために、債権調査予告書、出頭通知を送付する前に滞納者宅を臨戸するよう徹底した。</p> <p>② 県税徴収事務合理化要綱に規定している「滞納整理の8段階方式」以外に、債権調査、タイヤロック、家宅搜索予告等の催告文書を送付することにより滞納者に自主納税を強く勧奨した。</p>	<p>1</p> <p>○個人県民税を除く徴収率(決算額)は、98.5%であった。(前年度99.0%)</p> <p>○納税資力の早期把握による効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滞納整理方針の早期決定 ・徴収困難事案の早期絞込み <p>○臨戸による効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差押えに至る前に納税されたものが何件かあったが、全体としては前年に比べて滞納処分等の時期が遅くなった。

③ 大口滞納者等徴収困難事案については、個別の進捗状況を把握した上で徴収方針を練り直す等、局内・課内協議を適宜行いながら的確な徴収確保策を講じた。

④ 倒産等の緊急事案発生時には係を超えた体制で機動的に対応し、迅速、的確な債権確保に努めた。

【月間目標設定による取り組み】

⑤ 自動車税納期内納税キャンペーン（5月）
ポスター掲出や口座振替依頼書の備付・配付を関係機関へ依頼する等の広報活動を行い、納期内納税を勧奨した。

⑥ 自主納税促進強調期間（11月）
納税交渉を行う際に口座振替利用を勧奨する等、自主納税の意識高揚を図った。

⑦ 滞納整理強調月間（12月）
徴収促進のため夜間一斉徴収等各種取り組みを実施した。

2 個人住民税

① 地方税法第48条の規定による個人住民税（滞納繰越分）の徴取引継を管内全市町と行き、県が直接徴収することで個人住民税の収入確保を図った。

② 鳥取県地方税滞納整理機構中部支部を立ち上げ、個人住民税（現年課税分）の収入確保及び徴収技術の共有による滞納整理事務能力の向上を図った。

③ 市町の滞納整理の支援対策として市町の税務職員に実務手法等の指導を行うなど、市町税務職員の滞納整理事務能力の向上を図った。

2

○ 個人県民税の徴収率（決算額）は、95.5%であった。（前年度95.5%）。

○ 徴取引継による効果（個人住民税）

引 継	432件	5,324,184円
完 結	127件	1,425,946円
徴 収 率	26.8%	

（H21管内市町の滞納繰越分徴収率：29.1%）

○ 地方税滞納整理機構中部支部による効果（個人住民税）

引 継	421件	4,246,832円
完 結	103件	1,241,928円
分納誓約等	161件	1,446,994円
徴 収 率	29.2%	
処 理 率	63.3%	

(2) 税外収入関係

取り組み対象の未収金 〔科目（目・節）〕	債権管理事務 取扱要領の作成の有無	取 り 組 み 状 況	取 り 組 み 効 果
延滞金・加算金	有	<p>① 本税納付時に税外金を完納させることを強く指導。</p> <p>② 分割納付に応じる場合も、延滞金を含めた分納計画を立てさせ、納付誓約書にその旨を記載させた。特に高額滞納者の場合は、厳重にその履行を監視した。</p> <p>③ 延滞金確定と同時に納付書を送付するとともに、納付のない場合は催告状を速やかに送付し、納付を強く促した。</p>	<p>○ 延滞金等を含めた計画的な納付と履行監視により、税外未収金の発生を抑制した。</p> <p>○ 催告状の発送等による納税勧奨により納税意識が向上した。</p>

1 1 不納欠損処分調べ

(平成23年3月31日現在)

調定 年度	科 目 (税目又は 目、節)	滞納者	納付期限	債権消滅 の起算日	不納欠損 処分年月日	不納欠損額 (円)	不納欠損処分を 行 っ た 理 由
H22	法人事業税	①	H21. 7. 31		H22. 12. 27	59,902	即時消滅 理由：滞納処分可能財産な し
	法人県民税		H21. 11. 18			5,200	
			H22. 8. 2			14,000	
			H22. 11. 29			7,000	
	加算金		H21. 7. 31			8,400	
H21	法人事業税	②	H21. 11. 30		H22. 12. 27	97,189	即時消滅 理由：滞納処分可能財産な し
H22	法人県民税		H22. 3. 29			102,156	
H22	法人事業税		H22. 3. 29			473,100	
	法人県民税		H22. 3. 29			85,800	
	法人県民税	H22. 5. 31		22,700			
H20	自動車税	③	H20. 6. 2		H23. 1. 7	17,600	即時消滅 理由：滞納処分可能財産な し
H21			H20. 6. 2			33,526	
			H20. 6. 2			37,900	
			H20. 6. 2			22,500	
			H21. 6. 1			11,700	
			H21. 6. 1			18,900	
			H21. 6. 1			18,900	
			H21. 6. 1			18,900	
			H21. 6. 1			15,000	
			H21. 6. 1			30,000	
H20	自動車税	④	H20. 6. 2		H23. 1. 7	2,900	即時消滅 理由：滞納処分可能財産な し
H21			H20. 6. 2			30,519	
			H21. 6. 1			43,400	
			H22. 5. 31			14,400	
H21	自動車税	⑤	H21. 6. 1		H23. 3. 10	51,000	即時消滅 理由：滞納処分可能財産な し
H22			H22. 8. 31			21,200	
H21	法人県民税	⑥	H21. 7. 31		H23. 3. 11	21,000	即時消滅 理由：滞納処分可能財産な し
H22	自動車税	⑦	H22. 5. 31		H23. 3. 14	54,800	即時消滅 理由：滞納処分可能財産な し
			H22. 5. 31			3,700	
H22	自動車税	⑧	H22. 5. 31		H23. 3. 22	9,800	即時消滅 理由：滞納処分可能財産な し
合計						1,353,092	